

指定管理者評価基本調書

1 施設概要	
施設名称	川口緑化センター
設置目的	植木・花と造園の特産農業の振興を図り、豊かな自然環境の保全と地域社会の発展に寄与することを目的とする。
所在地	川口市大字安行領家844番地の2
構造規模	1. 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造5階建て 2. 敷地面積 8,113.57㎡ 3. 延床面積 4,696.73㎡ 4. 施設内容 1階 アトリウム・道の駅情報ターミナル 1,890.43㎡ 2階 資料展示コーナー・レストラン 881.02㎡ 3階 会議室 738.51㎡ 4階 事務所・情報センター 683.30㎡ 5階 会議室・日本間・ラウンジ・屋上庭園 451.68㎡ 塔屋 51.79㎡ 附属建物(屋外トイレ、軽食・自販機コーナー、屋外精算所) 152.19㎡
所管課	経済部 農政課

2 指定期間、選定種別、指定管理料及び利用料金収入実績	
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで【5年】
選定種別	非公募 選定理由 ※選定時の選定理由を記入してください。 川口緑化センター(以下、「緑化センター」という。)は、川口の伝統産業である植木を中心とする花き等の特産農業の振興を図り、豊かな自然環境の保全と地域社会の発展に寄与することを目的として、平成8年4月に開所したものである。また、緑化センターの設置目的を達成するため、財団法人川口緑化センター(現在の名称は公益財団法人川口緑化センター 以下「事業者」という。)が設立され、緑化センターの開所時から管理運営を担っており、緑化センターについて指定管理者制度を導入した後においても、事業者がこれまで培ってきたノウハウに基づく高い管理運営能力並びに本市内の農業・緑化産業団体等との間で構築してきた信頼関係等の理由により、平成18年4月から随意指定による指定管理者として現在に至っている。 指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、利用者サービスの向上を図ることを目的のひとつとしているが、公の施設の管理の基本は、利用者に対し、当該施設の安全な利用環境を確保・維持し、安定的かつ継続的に提供することであり、その実現のためには、緑化センターの設置目的、性質、機能等を熟知していることが重要である。また、緑化センターの設置目的として、本市の特産農業の振興に関することと規定しているが、近年の農業を取り巻く環境は、農業者の後継者不足、営農環境の悪化等が全国的な課題となっているなか、都市部に位置する本市は、より深刻な状況に置かれている。このような状況と課題を踏まえ、本市では、農業・緑化産業団体等の意見を踏まえ、平成23年に「川口市農業基本計画」を策定し、さらには、平成30年に計画の中間評価及び見直しを行ったうえで、農業振興策を計画的かつ総合的に推進しているところであり、当該振興策を推進していくためには、本市、緑化センターの指定管理者及び農業・緑化産業団体等の三者の連携協力が不可欠である。 上記のとおり、緑化センターの指定管理業務は、公の施設の適切な維持管理だけではなく、設置目的である本市の特産農業の振興という特殊性を勘案する必要があり、この点において、公益財団法人川口緑化センターを指定管理者として随意指定することが、最も適切かつ合理的であると判断したものである。 以上を、非公募条件の一つである公募によらない合理的な理由(川口市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項ただし書)として、公益財団法人川口緑化センターを随意指定としたもの。

指定管理者評価基本調書

指定管理料 及び利用料 金収入実績 【単位:円】	年 度	指定管理料	利用料金収入実績
	前期間【平成28年度～令和2年度】	650,048,000円	19,535,459円
	令和3年度(実績)	145,477,000円	3,324,945円
	令和4年度(実績)	144,936,000円	3,725,269円
	令和5年度(予算)	154,726,000円	4,096,000円
	令和6年度(予算)	160,923,000円	4,022,000円
	令和7年度(予算)	158,234,000円	4,022,000円
	総 額	764,296,000円	19,190,214円

3 経済部専門委員会における評価結果

指定管理者の概要			
名 称	公益財団法人川口緑化センター		
所 在 地	川口市大字安行領家844番地の2		
代 表 者	理事長 栗原 明宏		
主な業種	サービス業(緑化産業の振興及び施設管理)		
法人の目的	植木・花と造園の特産農業の振興、豊かな自然環境の保全及び緑化振興事業の促進を図り、もって伝統ある「植木の里」の健全なる育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。		
法人の事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 植木・花の栽培、育成等の技術の普及に関する研修会の開催に関すること。 2. 植木・花の栽培、育成等の情報の収集及び提供に関すること。 3. 緑化事業推進のための樹木の相談及び紹介に関すること。 4. 緑化の啓発、植木・花の宣伝、緑化産業振興のためのイベントの実施並びに地域の普及・宣伝の推進に関すること。 5. 川口市が実施する各種緑化振興事業等の受託及び協力に関すること。 6. 緑化産業等の流通拠点として、地域活性化と交流を促進するため植物取引センター及び道の駅事業に関すること。 7. 施設貸与及び特産農業等の物品販売に関すること。 8. その他目的を達成するために必要な事業に関すること。 		
役員の状況	理事14人、監事2人		
	<table border="1"> <tr> <td>専門委員会 における 評価点数</td> <td>平均評価点数 4.3</td> </tr> </table>	専門委員会 における 評価点数	平均評価点数 4.3
専門委員会 における 評価点数	平均評価点数 4.3		

【評価結果】

評価項目について、指定管理者の管理運営状況を書類審査するとともに、指定管理者に対するヒアリング及び施設の現地視察を行い、また、先に実施した利用者アンケートの結果も勘案して総合的に評価を行ったところ、100点満点中85点という評価を得た。

以上の結果から、指定管理者である公益財団法人川口緑化センターの管理運営は適正である。

評価集計表【川口緑化センター】

評価項目	配点	指定管理者 自己評価	専門委員会評価					平均
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	
1 管理運營業務の実施								
(1) 施設の設置目的に従った管理運営	5	4	4	4	4	4	5	4.2
(2) 開所日の遵守	5	3	3	4	3	3	4	3.4
(3) 利用手続	5	4	4	4	4	4	5	4.2
(4) 警備・清掃	5	4	5	4	4	4	5	4.4
(5) 建物・設備の保守点検	5	4	4	4	4	4	5	4.2
(6) 修繕	5	4	4	4	4	5	5	4.4
(7) 備品管理	5	4	4	4	4	4	5	4.2
(8) 事業の実施	5	4	4	4	4	5	5	4.4
(9) 利用者への情報提供	5	4	4	5	4	4	5	4.4
(10) 利用者の意見等	5	4	4	5	4	4	5	4.4
計	50	39	40	42	39	41	49	42.2
2 管理運営体制								
(1) 人員配置	5	4	4	4	4	4	5	4.2
(2) 労務管理	5	4	4	3	4	4	5	4.0
(3) 緊急時の体制	5	4	4	5	4	4	5	4.4
(4) 個人情報の管理	5	4	4	4	4	4	5	4.2
(5) 職員の人材育成	5	4	4	4	4	4	5	4.2
(6) 接遇	5	4	4	5	4	5	5	4.6
(7) 職員の情報共有	5	4	4	4	4	4	5	4.2
計	35	28	28	29	28	29	35	29.8
3 収支状況								
(1) 会計手続	5	4	4	5	4	4	5	4.4
(2) 財務状況	5	4	4	5	4	4	5	4.4
(3) 経費削減の取組	5	4	4	4	4	4	5	4.2
計	15	12	12	14	12	12	15	13.0
総合評価（合計）								
	100	79	80	85	79	82	99	85.0

川口緑化センター及び川口市営植物取引センター指定管理者評価基準

1 趣旨

この基準は、川口市経済部指定管理者評価専門委員会（以下、「評価専門委員会」という。）において、指定管理者が行った施設の管理運営等が適正かつ確実に執行されているか評価を行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 評価の方法

評価専門委員会において、指定管理者から提出された事業報告書の書面調査及びヒアリングの他、利用者へのアンケート調査等によって得られた利用者の意見等をもとに、管理運営業務の実施状況、管理運営体制及び収支状況等について、「3 評価項目及び評価基準」に基づき評価を行うものとする。

3 評価項目及び評価基準

(1) 評価項目

各施設の評価項目は別紙のとおりとする。

(2) 評価基準

評価は1～5の5段階評価とし、その基準は以下のとおりとする。

点数評価	評価基準
5：優良	提案内容を含めた仕様及び協定を上回る管理運営が行われ、指定期間中の目標に達した又は設置目的の達成に寄与した。
4：良好	提案内容を含めた仕様及び協定を上回る管理運営が行われた。
3：適正	提案内容を含めた仕様及び協定どおりの管理運営が行われた。
2：要改善	募集時の仕様どおりの管理運営が行われた。
1：要指導	募集時の仕様を下回る管理運営が行われた。

評価項目【川口緑化センター・川口市営植物取引センター】

1 管理運營業務の実施		
(1)	施設の設置目的に従った管理運営	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立されているか
(2)	開所日の遵守	条例等に定める開所日・開所時間を遵守しているか
(3)	利用手続	施設利用に係る手続は適正に行われているか
(4)	警備・清掃	利用者が安全かつ快適に利用できるよう、警備・清掃等の業務は適切に行われているか
(5)	建物・設備の保守点検	建物・設備の点検を適切に実施し、安全の確保及び良好な機能の保持を図っているか
(6)	修繕	基本協定に定める施設の修繕を適切に実施しているか
(7)	備品管理	備品の管理は適切に行われているか
(8)	事業の実施	施設の設置目的に従い、事業計画どおりの事業が実施されているか
(9)	利用者への情報提供	利用者に対し、わかりやすく利用しやすい情報提供を行っているか
(10)	利用者の意見等	利用者からの意見等を把握する体制が整っているか また、その意見を業務に反映しているか
2 管理運営体制		
(1)	人員配置	施設の管理運営に適正な人員を配置しているか
(2)	労務管理	職員の労務管理は適正に行われているか
(3)	緊急時の体制	災害・事故等、非常時の連絡体制及びマニュアル等が整備されているか
(4)	個人情報の管理	個人情報の管理は適正に行われているか
(5)	職員の人材育成	職員の人材育成に関し、必要な研修等を実施しているか
(6)	接遇	利用者に対する言葉遣い、態度等の接客マナーは適切か
(7)	職員の情報共有	施設の管理運営に支障をきたさないよう、職員間での情報共有が図られているか
3 収支状況		
(1)	会計手続	収支計画に沿った予算執行を行っているか また、適正な会計処理がなされているか
(2)	財務状況	法人の財務状況は健全か
(3)	経費削減の取組	業務を妨げない範囲で、管理運営経費の削減に取り組んでいるか